

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定

保険薬剤師の登録

へい獣処理場等に関する法律第九条第一項の規定による
区域の指定の一部改正

争議行為の実施

土地改良事業の認可

保安林の指定の解除

林業種苗法による生産事業者の登録の失効

都市計画事業の事業計画の変更の認可

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

個人演説会を開催することができる施設を指定した旨の
報告

◇ 教委告示 教育委員会の招集

◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

告 示

鳥取県告示第三百九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に
基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医
療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険
医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第
二条の規定により告示する。

昭和六十年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
湖 東 医 院	鳥取市湖山町北六丁目六一七	昭和六十年三月十四日
小田小児科医院	鳥取市西町三丁目一〇五	昭和六十年三月一日
小田耳鼻咽喉科 医院	鳥取市西町三丁目一〇五	"
鳥取県職員診療 所	鳥取市東町一丁目二七一	"
広戸耳鼻咽喉科 医院	米子市東倉吉町七五	"
アド調剤薬局	米子市東町一九二	"

森本齒科医院	倉吉市明治町一〇三二	昭和六十年三月十四日
岡本齒科医院	倉吉市福山一三五	昭和六十年三月三日
面影薬局	鳥取市大杵四九一	昭和六十年三月一日
名和薬局	西伯郡名和町大字御来屋一六〇一二〇	"
小林薬局えきま え店	倉吉市上井町二丁目一	"
寛齒科医院	鳥取市吉方町二丁目五五一	"

鳥取県告示第三百十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
寺岡厚江	鳥薬第五六四号	昭和六十年二月十八日

鳥取県告示第三百十一号

昭和四十九年四月鳥取県告示第三百六十三号（へい獣処理場等に関する法律第九条第一項の規定による区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和六十年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二号中「宮川町一丁目」を「宮川町」に、「明治町一丁目」を「明治町」に、「大正町一丁目」を「大正町」に、「駄経寺町」を「八幡町、駄経寺町、駄経寺町二丁目、新陽町」に改める。

第三号中「旗ヶ崎、」の下に「三旗町」を加える。

第四号中「小篠津町、佐斐神町、湊町、渡町」を「誠道町、新屋町、美保町、小篠津町、幸神町、麦垣町、財ノ木町、三軒屋町、湊町、渡町、森岡町、芝町、清水町」に改める。

第五号中「大字奥谷」の下に「稲葉丘一丁目、稲葉丘二丁目、稲葉丘三丁目、奥谷一丁目、奥谷二丁目、奥谷三丁目、分上一丁目、分上二丁目、分上三丁目、分上四丁目、新町一丁目、新町二丁目、新通り一丁目、新通り二丁目、新通り三丁目、新通り四丁目、宮下」を加える。

第十二号中「大字旭区」を「大字旭、大字龍島」に改める。

第十四号中「大字関金」を「大字関金宿」に改める。

第十八号を削る。

鳥取県告示第三百十二号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取医療生協労働組合中央執行委員長田中英一から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 事件

- 1 賃金の引上げ及び労働条件の改善に関する件
- 2 健保本人十割復活、真の男女雇用平等法制定、医療法改悪反対等について使用者が共に闘うことを求める件

二 日時

昭和六十年三月二十五日午前零時から本事件の解決に至るときまで

三 場所

鳥取市末広温泉町二五二 鳥取生協病院
 気高郡鹿野町大字今市二四二 鹿野温泉病院
 鳥取市西品治八二九―二一 鳥取生協病院付属大森診療所
 鳥取市末広温泉町二一一 あんず薬局

四 概要

全体的又は部分的に医療行為の停止を行う。

鳥取県告示第三百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業佐陀地区区画整理）を昭和六十年三月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字池端二〇三三・二〇三三の一〇・二〇三三の一三・二〇三三の一四・字覽池二二八三の二（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

公園用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百十五号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の名称	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
七百四十	郡家町森林組合	八頭郡郡家町大字郡家四九三	穂の採取並びに幼苗及び育苗	郡家町森林組合苗畑	八頭郡郡家町大字郡家
七百四十	河原町森林組合	八頭郡河原町大字河原五二一四	〃	河原町森林組合苗畑	八頭郡河原町大字河原
九百四十	船岡町森林組合	八頭郡船岡町大字船岡四六〇一二	〃	船岡町森林組合苗畑	八頭郡船岡町大字船岡
百五十	八東町森林組合	八頭郡八東町大字才代一三五一二	幼苗及び育苗の育成	八東町森林組合苗畑	八頭郡八東町大字才代
七百五十	佐治村森林組合	八頭郡佐治村大字加瀬木一三〇〇	穂の採取並びに幼苗及び育苗の育成	佐治村森林組合苗畑	八頭郡佐治村大字加瀬木

鳥取県告示第三百十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 施行者の名称
鳥取市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画公園事業五・四・一号 美保公園
- 三 事業施行期間
昭和五十年九月十九日から昭和六十一年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
変更なし
 - 2 使用の部分
なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

昭和六十年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十年三月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

- 一 日時 昭和六十年三月二十五日(月)午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 市町村選管委員・啓発担当者研修会について

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

関金町選挙管理委員会から、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号に規定にする個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

施設 の 名 称	所 在 地
関金町農村婦人の家	東伯郡関金町大字明高二〇三六番地

関金町堀地区多目的研修集会施設

大字堀二〇四一番地一

関金町南堀地区研修集会施設

〃 四五二番地一

関金町転作促進研修施設

〃 大字泰久寺一一五三番地二

関金町大鳥居開田地区会館

〃 大字大鳥居一〇七四番地二

関金町安歩地区会館

〃 大字安歩六五六番地一

関金町農林漁業者等健康増進施設

〃 大字関金宿一五七一番地

関金町山口地区多目的研修集会施設

〃 大字山口六三七番地一

関金町矢櫃保健指導所

〃 〃 八五八番地四

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十年三月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一 日時と場所

昭和六十年三月二十三日(土)午前十一時十五分
鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室
昭和六十年三月二十五日(月)午後三時三十分
鳥取市末広温泉町五五六 公立学校共済組合鳥取宿泊所白兔公館

二 議題

- 1 県立学校長入職について
- 2 その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和38年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和60年3月22日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

1 講習の種類別

- (1) 初心者講習
法第4条第1項第1号の規定により、猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。
- (2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により、許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。
2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受講対象者	経験者講習		
				日 時	場 所	
初心者講習	昭和60年4月11日 午前10時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁議会棟別館 1階第12会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者	昭和60年5月2日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会議室	倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者
	昭和60年4月23日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町1丁目271 鳥取県庁第二庁舎5階第21会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭及び浜村の各警察署の管内に居住する者	昭和60年5月10日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市樫町1丁目151 鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

3 受講対象者

- (1) 初心者講習
鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの
- (2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買い替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地在を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 3,000円

イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）